

## 第8回 知的財産取引検討会 議事要旨

日時：令和3年2月26日(金) 15:00～16:00

場所：Skype 会議室

出席者：

〈委員〉：寺岡座長、内原委員、坂本委員、関根委員、知念委員、林委員、別宮委員、渡邊委員、古川委員

〈オブザーバー〉：日本商工会議所山内産業政策第一部長、全国中小企業団体中央会及川事務局長

〈関係省庁等〉：公正取引委員会、総務省、特許庁、経済産業省経済産業政策局、経済産業省産業技術環境局

〈事務局〉：中小企業庁、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

出席者による意見交換

### 1. 報告書（冒頭部分）について

- 契約書のひな形やガイドラインのポイントの部分がわかりづらい印象。使い方について、もう少し詳しく記載した方が良い。
- 本検討会前半で議論した、契約ひな形とガイドライン作成は、非常にインパクトがある。「はじめに」の部分でしっかり記載いただきたい。
- 「秘密保持契約」「製造委託契約」、「共同開発委託契約」「開発委託契約」の4種類の契約書ひな形の、作成過程での議論を記載いただきたい。今回検討した契約ひな形には、公正・公平な取引の実現に向けた、画期的な条文がある（例：特許を共同保有する際の「別段の定め」を条項に記載）。敢えてそうした規定を入れたことなども、是非記載いただきたい。ひな形作成の過程での議論は、本検討会の大きな価値だと思う。
- 取引慣行報告書を基に展開された、契約のひな形・ガイドラインに関する議論（前半）と、中小企業支援における知財に関する議論（後半）の大きな違いである、「知財とは何か」をしっかりと書くべき。前半の議論では、ノウハウや技術的要素といった「知財」、後半の議論では、商標や意匠といった「知財」が対象だった。同じ言葉を使っておきながらも、取り扱っていた知財の範囲が大きく異なる。この点も報告書にしっかりと書かなければ、結局「知財とは何か」という最初の議論に戻ってしまうことが危惧される。
- 報告書骨子の「はじめに」の更に前段で、「下請け取引に関する課題」や「知財に対する意識の低さに関する課題」を整理することが重要。
- 「知的財産権を戦略として取り入れる考え方がある」という方向に話を運ぶため、そもそもの「問題意識」を、「はじめに」の前段で整理できると良い。

- 「はじめに」の前段階に該当する内容が、前段に文章として記載されていると良い。知財には「振興」と「支援」の2つの側面がある。公正な取引に係る「支援」の部分だけでなく、知財戦略を取り入れることによる企業側のメリットといった「振興」の両方の視点が伝えられると良い。
- どんな中小企業でも知財があるという話を書いていただいたことは良い。一方、まず「何が知財なのか」について記載いただきたい。事業者は何が知財かわからないと思われるため、前段で知財の説明があると、「“強み” がとられてしまった」といった話も理解しやすくなる。後半部分は充実しており、アクションプランにつなげられる流れだと思う。

## 2. 報告書（内容全般）に関して

- 「フェアな取引のデフォルト・ルールを示すこと」を出発点にひな形を作成したことや、「大企業と中小企業の win-win の関係を促進する趣旨」の記載について賛成。
- 「モデル条項を修正する場合には、修正する側に相当の理由の説明が求められる」の部分について、「原則変えてはいけない」と読み取られない工夫があるとよい。また、条項の修正に際しては「修正する側」だけでなく「修正をしない側」も理由を説明すべきで、双方協議の上で合意形成をする視点も重要ではないか。
- 「②知財支援機関との連携深化」の二点目「例えば、シームレスに対応するため、モデル拠点を選定し、知財総合支援窓口とのオンライン相談体制の構築を図る。」の部分は非常に重要だと実感している。知財総合支援窓口とよろず支援拠点だけでなく、事業者も巻き込んだ三者での支援体制構築というイメージまで踏み込んで記載できると良い。実際に、よろず支援拠点の支援コーディネーターは Web 会議ツールを使いこなすなど、コロナ禍の影響もあり支援体制は変化している。オンラインの経営相談が可能となり、支援コーディネーターと事業者に加え、適宜第三者も加えた打合せをセットすることが簡単に設定できるようになっている。
- 連携深化に関しては、よろず支援拠点に限らず、商工会議所の経営相談室なども含めて広くとらえることが重要。
- 地域の発展につながる知財の相談事例もあるため、組合ブランドや地域ブランドの取り組みも事例として入れていただきたい。

## 3. 中小企業への知財周知について

- 恐らく、中小企業の経営者はほとんどが、そもそも知財が何かよく知らない。漠然と特許や知的財産権を捉えており、気にはなっているがよく理解出来て

いないのが現状。中小企業庁中心に、中小企業も知的財産権を勉強していくような雰囲気を作っていただきたい。

- 大企業からも、取引先の中小企業に対して啓蒙していくことが良い。中小企業の経営者は、役所の言葉よりも、取引先の大企業の話をよく聞く。
- 中小企業に知財はそこまで浸透していない。企業にとって知財への入口を広げるためにも、経営支援機関が、弁理士会や知的財産総合支援窓口などの機関と上手く接点を作っていく視点が必要。例えば、本検討会のガイドラインを含め、知財に関する情報をわかりやすく掲載したホームページ等があり、「知財に関して何かあればそのページを見る」という環境整備ができれば、チャンネルが広がる。

以上